
令和5年 第8回(定例)木城町議会会議録(第2日)

令和5年12月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和5年12月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(9名)

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 眞鍋 博君	7番 中武 良雄君
9番 後藤 和実君	10番 中竹 義一君
11番 甲斐 政治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	壺岐 和寿君	まちづくり推進課長	谷岡 潔君

環境整備課長 …………… 長友 渉君 教育課長 …………… 黒木 宏樹君
税務課長 …………… 平野 大輔君 福祉保健課長 …………… 西田 誠司君
町民課長 …………… 黒木 幸一君 産業振興課長 …………… 藤井 学君
代表監査委員 …………… 桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入口の回収箱にご投函ください。併せてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。

早朝より議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

宮崎日日新聞社高鍋支局長より、本会議の写真撮影と録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、許可したことを報告いたします。

なお、本日は宮崎ケーブルテレビ株式会社の試験放送の申入れにより、本会議に限り、議場の状況を役場本庁舎のみ試験的にテレビで中継することとなっておりますので、ここでお断りをさせていただきます。

本日は、3名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。

また、本日は議会広報のため、議場内の質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政治） 日程第1、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番の質問事項については、一問一答式により、9番、後藤和実君の登壇質問を許します。後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） 本町では3、4年前から、農産物を獣害から守るため、ワイヤーメッシュを田畑に設置する事業が取り組まれております。今後、希望があればこの事業を拡大する考えはありますか。

まず、最初に、ワイヤーメッシュの事業名は何という事業ですか。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、後藤議員がおっしゃるように、このワイヤーメッシュをはじめとして、有害鳥獣対策はあくまでも農家の意欲減退でありますとか、生産の落ち込み、それから品質低下を防ぐために、これまで国・県の補助事業、併せまして町の単独事業を使って対策に取り組んできているところであります。

ワイヤーメッシュの拡大等も含めてであります。被害額あるいは鳥獣の多いか少ないかにもよりますが、現在のところは、これからも引き続きしっかりとこの枠でいきたいと思っておりますし、鳥獣害対策に取り組んでいくという思いであります。

箇所数とか具体的な対策等につきましては、それから補助事業等も含めまして、担当課であります産業振興課長のほうから具体的に答弁をいたさせます。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） ご質問のワイヤーメッシュの事業名ですが、ワイヤーメッシュ柵の設置事業には、国の事業と町単独の事業、2つの事業がございます。国の事業名は、鳥獣被害防止総合対策整備交付金の中の「鳥獣被害防止総合支援事業」と言います。

それと、町単独事業のほうは、「木城町野生鳥獣被害防止対策事業」という事業名でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） この木城町でも鳥獣害に対しては大変理解がなされておまして、ほかの町村よりも早くからこの事業に取り組んでおります。

私たち農家としても、大変農作物は作るんですけども、鳥獣害にやられて、せっかく作った生産物がなかなか生産というか販売まで行き届かないという面がありまして、特に、山間地域にお

いては農産物の被害が特に多くあります。

そのためにも、このワイヤーメッシュのほうが、ほかの電柵よりも鳥獣害に対しては効果があるのではないかなと思っております。今、このワイヤーメッシュの国の事業の申請は現在何件ありますか。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） 申請地区の件数であります。現在、ワイヤーメッシュ柵設置事業を申請されている地域は、今年度設置予定の地域1か所を含めまして、国の事業が8か所ございます。なお、町単独でのワイヤーメッシュ柵設置事業の申請は今のところはございません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） ワイヤーメッシュを行っている地域は、現在何か所ありますか。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） 現在のワイヤーメッシュを行っている地域ということで、既に整備が終わっている地域ということですが、ワイヤーメッシュ柵の整備を行っている地域は、令和元年度以降、大字高城地域に2か所、大字椎木地域に14か所、大字川原地域に4か所、大字石河内地域に1か所、大字中之又地域に2か所で、町内に計23か所ございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） このワイヤーメッシュの箇所が木城町内で23か所あるということですが、イノシシとか鹿なんかはそのワイヤーメッシュがあるために、あるためにという言い方は悪いんですけども、それに張ってあるところ以外のところに段々そういう害が出てきているのではないかなと思っております。

そういう面におきましても、やはり平たん地においても大字椎木地域は言えば県道の東側、大字椎木坂に上がる東側のほうはまだしてありません。ただ、去年頃から稲作とかそういうところに鹿なんかが入ってきて、とても害を与えていると。また、イノシシなんかは用水路なんか山から来る用水路を掘り起こして遮断していると。そういう面におきましても、やはり山際のほうにはワイヤーメッシュが平たん地区でも必要ではないかなと思っております。そうする考えは、これは申請をしないといけないのか、町側の行政指導でしてくれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町全体の山際をワイヤーメッシュで囲むかどうかというお尋ねですが、正直申し上げまして、町内全体の山際をワイヤーメッシュ柵で設置することは非常に効率

的、または理想的だと考えておりますけれども、しかし、一方では多くの課題と問題点もあると私たちは思っているところであります。

例えば、山際には町道、農道、里道それから今おっしゃったように用水路も含めて、多数点在をしておりまして多くの門扉の開閉管理が必要になってくるのがまず第1点。

それから大小の河川でありますとか、起伏に富んだ地形もあって設置の困難な場所が出てくる可能性もあるというのが2点目。

3点目に、土地所有者や受益者の合意など非常に多くの課題があると思っているところであります。

それから、山際全体を囲みますと、その延長距離、その距離数も大変長い距離になってくると思います。そうなりますと事業費も相当かかってくるものだろうと思っております。そうなる、どうしても県の事業でありましたり国の事業を使わざるを得ないと。

そういった場合には国・県はあくまでも農地全体を囲むというのが一つの補助要件の対象になっていますので、全体をワイヤーメッシュでというのは分かりますが、なかなか難しい面もあるかなと思っております。

ただし、小規模の集落でありますとか、地区単位で行きますと、それは可能かもしれませんが、そういった場合は担当課であります産業振興課のほうにお尋ねをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） 私は簡単にできるかなと思っていたんですけども、やはりメリット・デメリットというものがあまして、山から来る排水路なんか飛び込む可能性もあるというようなことでありますので、なかなか難しい面もあると思っております。

私が思うには、国の事業のほう全部囲まないといけないというふうになってくると大変だなと思っていて、あとは鹿、イノシシなんかは電柵でいいのではないかなと思って質問しているわけですが、そういう面では国のやつはできないと、そうなってくれば町単独のやつを使わないといけないのか、そこへんを町としてはもうちょっと予算措置の中に地域住民の負担が軽減なるような方策はないのかを聞きたいと思っております。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃることはよく分かっています。理解をしているところです。

ですから先ほど申し上げましたように、小規模集落でありますとか地区単位、そこで合意ができれば、町単独事業でもやっていきたいという考えを持っていますので、まずそういった地区がありましたら教えていただきたいと思うし、個別に検討しながら町単独事業でも行っていく考

えであります。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） それでは、現在実施しているワイヤーメッシュの管理責任とか期間は何年になっているんでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） ワイヤーメッシュ柵の管理責任期間ということですが、ワイヤーメッシュ柵の管理期間は国の規定によりワイヤーメッシュの耐用年数、こちらが14年となっております。そのため管理責任期間も14年間、長い期間ですが、しっかり管理をしていただくという形になっております。これは国の事業も町の単独事業も同じでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） これは国の事業ですから必ずしも国の会計検査もあるかと思っておりますが、付けたからには十分に管理責任をしていかなければいけないかと思っております。現在実施しているところの管理の状態はどうなっているんでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） 現在の管理の状況ですが、ワイヤーメッシュ柵の管理については、その地域や耕作者等において管理をお願いしております。

具体的には門扉の開閉管理、あとイノシシ等が押し曲げたり、あるいは車の衝突などの破損による修繕作業、あと草刈り等の管理がございます。

一部では草刈りの管理が季節的にもできていないところも見受けられます。特に、草が生い茂ると鳥獣の隠れる場所になりますので、今後も管理徹底については周知と指導を行っていきながら、適正な管理をしていただくよう町としても努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） 総体的に見てワイヤーメッシュをしてある地域のメリット・デメリットが分かれば教えてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） メリット・デメリットでございますが、メリットにつきましてはワイヤーメッシュ柵を設置しているところと設置していないところでは、被害の状況が全く違うと思います。

やはり効果的には大変優れたものだと思っておりますので、一つは生産者さんたちの心も少し安心できるものもございますし、イノシシ等は最近、動物も賢くなってきましたので、いろんな考

えてワイヤーメッシュ柵をくぐり抜けてきたりしておりますが、こちらもまたその対策等も今後考えていかなければならないと思いますが、ワイヤーメッシュ柵のメリットというのは、やはり被害を最小限に抑えるためには非常に効果的であると思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） これに関連した事業ですけれども、家畜を伝染病から守る事業はありませんか。ここ2、3年前から畜舎の周りにも餌を目当てにイノシシ、鹿などが出没しているようです。口蹄疫、豚熱など家畜伝染病の伝染の原因にもなる感染経路の遮断の意味も含めて、このような町の事業も含めて、牛舎内にも個人負担の少ない事業はありませんか。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） ご質問のとおり、近年、豚熱とか鳥インフルエンザなど家畜とか人の出入り、野生動物等の侵入など感染原因の確定が困難な家畜伝染病が多く発生しています。

そのような中で野生動物等の侵入を防ぐこと、これは非常に有効な対策となっております。畜舎の周りをワイヤーメッシュ、あとはネット等で囲む事業は県の畜産関連の補助事業になるのですが、「みやざきの家畜防疫強靱化事業補助金」といいますが、その中に「農場防疫強靱化事業」というものがございます。この事業で畜舎周りのワイヤーメッシュとネット等の設置ができるわけですが、県が2分の1、本人が2分の1の補助率でございます。

ただし、これは個人の申請はできなくて町を通さないといけません。町には自衛防疫推進協議会というものがございますので、そこからの申請が必要になります。

また、飼養衛生管理区域内での設置に限られますので、ほぼ牛舎の周りとか鶏舎の周りそういったものに限られます。要望のある際は、事前に産業振興課にご相談をいただきたいと思います。っております。

また、いろんな各部会であるとか研修会、勉強会、関連会議などの機会を中心に、説明や周知を積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 後藤和実君。

○議員（9番 後藤 和実君） 今私たち畜産をやっている方は物価高騰というか、資材高騰、餌の高騰で大変苦しんでいると。その中にやはりイノシシとか鹿とかそういうものが入ってくると、やはり家畜伝染病の一原因ともなる。そういう環境の中におるわけですけれども、やはりこの事業を先ほど担当課長が言われましたように、部会を通じて徹底的に牛舎内をそういう野生動物から守るような方向に推進をしてもらいたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 9番、後藤和実君の質問が終わりました。

○議長（甲斐 政治） 次に、2番、3番、4番、5番の質問事項については、一問一答式により、10番、中竹義一君の登壇質問を許します。中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） おはようございます。通告しておきましたことについて質問していきます。

2のふるさと納税対策についてであります。ふるさと納税は、人口の少ない地方と都市部との税収格差是正で、2008年（平成20年）に始まった制度です。木城町は平成23年の6万円がスタートの原点です。

宮崎県内25市町村において、ふるさと納税に対して専属職員や返礼品の充実、仲介サイトの拡充を図り意欲的な取組を行っています。9月の一般質問に対して、令和2年度の数字10億8,440万2,292円を目標に言われました。8月末で9,956件、1億4,364万3,200円です。あまり月数も経過していませんが、現在の寄附件数状況、取組、現在の金額は幾らか伺います。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 令和5年の現在の状況であります。4月から11月の8か月間で寄附件数は2万2,408件、金額につきましては3億7,500万円であります。

取組としましては、10月の取扱規定の改定によりまして、実際、今まで1万円を出していたものが物価高騰とか、あるいはいろいろな職員の経費とか、そういったものも含めるような規定改正が行われましたものですから、今まで1万円を出していたものを1万3,000円に上げるとか、そういったことが出てきております。

そういった面では取組としては、例えば1万3,000円に上げたもの、それから1万円に据えおいて、例えば返礼品であるお肉の量を減らしたりとか、そういった取組をしている現状でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 4月から8月の寄附者の都道府県別を見ますと、東京都が2,264件ということで22.7%、続いて神奈川県、大阪府と大都会からの寄附件数が増えていようであります。その中で納税には返礼品を伴わない寄附も組まれていると聞いておりますが、木城町の場合はどうでしょうか。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 今議員が言われました返礼品を伴わない寄附というのもの

ございます。1口1,000円で、寄附のみの応援寄附という形でそういったものもございます。

これは、ふるさと納税の寄附控除とかを受けれる、このふるさと納税制度の中で行っているものでありまして、令和5年度10月からは「木城えほんの郷を応援」というタイトルを付けて追加して、そういった寄附獲得をお願いをしております。

令和5年、今までに寄附は38件、5万5,000円が寄附されております。10月から追加しました、えほんの郷を応援という部分では、5件の5,000円が今のところ寄附されている状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） あわせまして返礼品を伴わないということになれば、企業版ふるさと納税該当するかと思っております、平成29年度から昨年度まで、令和4年度までは18件の2,510万円となっておりますので、一応、情報提供しておきたいと思っております。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 今町長が言われた29年から18件の2,500万円の納税を伴わないということは、普通一般寄附者は2,000円を引いた分が控除されるという税金の対策であったと思っておりますけど、この企業の2,510万円、その金額というのはどういう取扱いになっているんですか。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど申し上げました企業版ふるさと納税につきましては、税控除はあります。ただし、返礼品は伴わないという意味でのものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 続きまして、令和2年度の県内市町村の数字を見ますと、1位が都城市、2位が都農町、3位が西都市、日南市、新富町、川南町、高鍋町、8番目に木城町で件数が7万4,935件。先ほど申しました金額のように、10億8,440万2,292円であります。返礼品171品目。

令和3年度の木城町は11番目、件数にして4万2,008件、7億8,778万3,000円、返礼品が226品目。令和4年度14番目で4万582件、6億8,712万2,101円、返礼品256品目となっております。

このように、令和2年度と増減を比較したとき、令和3年度は3万2,927件の減、4年度では1,426件の減が見られ、金額も3億9,728万191円減少しています。

一方では、断トツ1位は都城市で195億9,261万4,702円、西都児湯の中では川南町

で令和2年度から4年度を見たとき15万2,058件の増、金額にして12億2,866万8,800円から24億6,887万200円の増が見られ、36億9,753万9,000円になっています。努力の跡が見られます。

令和5年10月からの指定対象期間以降、新たに提供する返礼品も県を經由し、総務省が確認することとなったために、指定基準に適合しているかは各市町村が自ら確認の上、提供していたと考えます。木城町の返礼品を取り消しとなったものはなかったのか、金額は幾らか伺います。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 今のご質問であります、返礼品の取り消しという部分でいきますと、木城えほんの郷の森のきこり館という書店を運営しておりますが、ふるさと返礼品として絵本の選書とか、あるいは返礼品の発送業務というのをしておりましたけれども、今言われた令和5年の10月からの取扱い変更によりまして、絵本自体が地場産品基準に満たないというようなことから取扱いを中止といたしました。

ですので、今まで出しておったのですが、今回、取り消しというか出せなくなったのが、えほんの郷の部分であります。

以上であります。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） これは金額は出せないんですか。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 令和4年のえほんの郷の寄附件数が3,381件、金額につきましては7,829万5,000円でありました。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 今、課長が申したとおり大変大きな金額が駄目になったということでありました。その中で市町村の返礼品リストランキング、これはふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスによると、1万円から2万円の返礼品が上位にあります。主な返礼品を紹介しますと、中には9万円で門川町の宮崎牛定期便Bセット、3万9,000円以上で高千穂町の宮崎産黒毛和牛4等級以上、高千穂牛上モモステーキ130グラム掛ける6枚、3万4,000円以上で高鍋町の黒木本店焼酎3銘柄セット、3万円以上で五ヶ瀬町の令和5年度産新米コシヒカリ30キログラムがあります。

木城町の上位では2万7,000円以上の返礼品、黒毛和牛高級部位ヒレ肉不揃いサイコロステーキ800グラム、2番目に1万1,000円以上でOSUZU GIN200ミリリットル、3番目に1万7,000円以上でOSUZU GIN200ミリリットル2本が上がっています。

また、木城町・毛呂山町新しき村友情都市コラボスパークリング日本酒の謝礼品も、令和2年度2,227本、令和3年度2,545本、令和4年度3,348本と増加しています。

その中で、仲介サイトさとふるの調査で、さとふるの納税のルール厳格化を受け、72.9%の自治体が10月からの寄附金額の値上げや、返礼品の変更などの対応を取られたようであり、先ほど1万円を1万3,000円と報告がありましたけれども、そのような取扱い対応を取られたようであり、

木城町においての寄附金額の増額、返礼品変更の対応はなかったかということで、先ほど申し述べられたと思いますけれども、先ほど言いました返礼品以外で、楽天、さとふる、ふるなび、その他を含めた8つの申し込み方法があります。主として返礼品として希望が高い返礼品を伺います。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 今ご質問がありました人気ランキングと申しましうか、今年度の人気ランキングでいきますと、まず件数ベースでいきますと、調味料あごふりだしお試しセットというのが、金額は別として件数として一番集まっています。それから2番目がお肉、宮崎県産豚の切り落としという豚の切り落としが2番目、それから3番目が冷凍のお肉が3番であります。

それから金額ベースでいきますと、1番が黒毛和牛の食べ比べというやつがお肉ですね。2番目が、今取扱いをやめましたけれども、えほんの郷の絵本であります。3番目も絵本でありました。その違いは、2番目のやつは3歳までの方の絵本を取扱うというメニューでありまして、3番目ののは、6歳までの絵本を取扱うというような、今回9月で寄附を終了するということがありまして、今年度は9月までに絵本に関しては寄附が集まったものだろうと推測をしております。以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 9月までは、えほんの郷も使えたということでありましてけれども、その中で先ほど申されました7,829万5,000円の金額の取り消しになったわけでありまして、新たな特産品の掘り起こしや開発に向けて、返礼品、特に町内業者に対しての支援策は考えていないか伺います。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 先ほども申し上げましたように、物価高騰とか、いろんな手数料部分を算入して、職員の給料も算入して5割以内に抑えるという新ルールの下で、そこを外さない、逸脱しないように、しかしながら寄附は多く集めていくということが必要かなと思っています。

今年度は先ほども言ったようにメニューを増やすというのも一つですし、今年度は新規提供事業者として、お肉の部分で町内にありますオカザキファームというところの牛肉が町内にありますので、そこに参入していただいて、商品数の増に取り組んでおります。お肉は人気がありますので、そういった部分では寄附額も増えてくれるといいなと思っています。

それから、既存商品の例えば焼酎のセットとかをこっちでメニューを組んでいましたけれども、それを山ねこ、山翡翠、山猿というのがあって、それを3本セットとしていたのを、例えば山翡翠を3本でもいいよとか、要はバリエーションを増やすと。選択性にするということで、寄附者のニーズに寄り添っていくと、選択しやすいように、そのことでバリエーションを増やして、結果寄附が増えればいいのかなどというふうなところで、そういった対策を講じているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 今、課長が申されたように、お客様のニーズに応えた商品を返礼品として考えていただければと思っております。

先ほど課長の中にもありましたけども、総務省が10月からの経費の算定ルールを厳格化し、ふるさと納税制度で寄附金のうち返礼品や送料経費の合計額を50%以下にする必要があります。つまり、寄附金の半分は地域活性化に使うのが原則となる見直しがされています。

また、財務省の諮問機関（財政制度等審議会）の中で、寄附金収入から一般財源に変更することを提案し、検討課題としています。木城町の町税の推移を見ますと、平成24年度の33億3,299万9,000円から、令和4年度の22億40万5,000円と、11億3,259万4,000円の税の減となっています。

町でも財政調整基金やその他の特定目的基金を積み立ててはおりますが、ふるさと納税がもたらす寄附金は大きな財源だと思います。町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、中竹議員がおっしゃったように、ふるさと納税がもたらす寄附金というのは、自主財源としては大変大きな財源だと私も思っているところであります。

そこで、寄附金の使途を明確にするためにも、目的基金として「ふるさと応援基金」というのを設けておまして、計画的に積み立てを行い、また、ときには総合計画等の事業のために取り崩しをしながら使っているところであります。貴重な財源として活用していきたいと思っております。ちなみに、令和4年度末で6億1,000万円余の積立金をしているという状況であります。

一方で、今、中竹議員がおっしゃったように、今年の10月でしたか、財務省の諮問機関であ

ります財政制度等審議会の分科会において、この寄附金収入を一般財源化するという提案がなされたところであります。

これにつきましては、自治体が自由に使える一般財源という触れ込みではありますが、小規模自治体にとってはそれが果たしていいのかどうかというのは、よくよく考えるべきだろうと思っています。

私自身は小規模自治体にとっては、一般財源化はいかがなものかという考えを持っているところです。と言いますのは、今までも所得税の控除、それから個人住民税の控除、いわゆる減ってきた分については地方交付税で見ていただいておりますので、しっかりとふるさと納税を取り組めば、その分はしっかりと自主財源として入ってきますよという仕組みだったのですが、これが一般財源化されますと稼いだものが減収が多いので、そこに回さなくて国が補填をする金額が少なくなってくる。

結局は、ふるさと納税で今までもらっていた地方交付税の分が減ってくるという形になりかねませんので、私はこの一般財源化については、今、国の動向を注視しているという考えであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 今、町長が申されたとおり、ふるさと納税というのが入った分、地方交付税が減らされるという仕組みが今後考えられているというのは、私どもにとっても大変な問題だと思っております。結局、多くもらえばそれだけ地方交付税が減るわけですから、それは今後に対しては、私どもとしては反対していくべきではないかなと考えている次第であります。

続きまして、3番の移住・定住・空き家対策について伺います。

6月の議会でも質問しましたので、中身については理解されていると考慮します。

令和4年度主要事業成果表に、まちづくり推進課が行った定住促進奨励事業による町外からの転入者60名の目標に対し59名の成果があり、移住コンシェルジュの頑張りが評価できるものだと考えます。

そこで、現在の空き家バンク登録数の状況を伺います。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 現在の空き家バンク登録数の状況はということですが、木城町では移住・定住・空き家対策ということで、この空き家バンクという制度を平成20年に開設をしております、空き家の有効活用という部分で移住定住施策を行っております。

令和3年11月に先ほど中竹議員が言われましたが、移住定住コンシェルジュという地域おこし協力隊1名に来ていただいて、そこに力を入れると、空き家の掘り起こしを本格化させるとい

うことで、移住相談窓口の機能強化を図っておるところであります。

ご質問の累計の登録件数は56件であります。これは空き家だけではなくて空き地、いわゆる住宅がもう建てられる状態の空き地も含みまして、56件ございます。

先ほど言われたように、移住定住コンシェルジュっていうのが、令和3年11月に着任していただいて、そこから件数がぐっと伸びた。それ以降、41件の登録をしていると。56件中の41件が令和3年以降ということで、機運も高まっていますし、力を入れて成果が出てきているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 6月議会において、町内外からの相談件数が110件ほどあると聞いております。その中で、石河内にも居住地として若い夫婦が来ていただきました。

現在の町外からの相談件数と12月現在の実績を伺います。今のところ登録件数が56件、土地を含めた件数を言われましたけど、現在、考えたときに、実績として今、12月では何件ぐらい成果が上がっているのかなということを聞きたいと思います。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 町外からの相談件数ということでご質問いただきましたが、現在、町外からの相談件数は、空き家を目的に相談をされたというふうに、こっちがカウントしている件数が26件であります。それから、そのほかに木城町では移住定住の奨励金というのがありますので、そういったものが主で相談をされた方が65件、合計91件の相談が寄せられています。

それで、木城町の空き家バンクに登録していただくと、宮崎県宅地建物取引業協会というところと、ちょっと連携をしていますので、空き家バンクに登録して、ホームページ等で掲載をしますと、そこに不動産の名前が入ってくるわけです。うちと協定を結んでいる宅建協会のメンバーであります。そこに直接相談をされる方もいらっしゃるんです。木城町じゃなくて。「この物件はどうですか」というような相談をされる方がいますので、そちらについては、ちょっとこちらでは把握ができておりません。

ただし、先ほど申し上げたように、空き家バンクに関すること、それから、移住定住の奨励金に関する事で91件の相談があっていますが、以前より増えてきたなという実感がございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 今の答弁によると、宅建を通じて取引っていいですか相談がなされているということでありますので、実質的な件数というのは分からないということが実態だ

ということでしょうか。

それでは、6月議会において私の質問の中で、空き家所有者との面談、意向調査の実施件数というので、今後やっていくということは答弁になっていましたので、実質的に、このコンシェルジュさんも、電話のやり取りとか、インターネットとか、様々な点でやっておられると思いますけど、実施件数というのは分かりますかね。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 町内には、利活用可能な空き家が多く存在していると思っています。先ほども着任の話をしましたが、移住定住コンシェルジュを中心に、水道の利用状況調査、それから地域住民等の聞き取りとかです。

水道の利用状況調査っていうのは、環境整備課と連携しまして、水道が動いていない、要は利用がないっていうところは空き家になっているんじゃないかっていうところとして着目して、水道のメーターが動いていなければというところで、調査をかけるというような意味合いであります。そういったのが、うちの中で、空き家というところで動いて43件ございました。

その43件の方に文書を送って、今後の活用についての意向調査というのをしまして、その43件のうち32件返答があったっていうことで、反応があったということです。反応があれば、こちらで連絡先であるとか面接とか電話でも話ができますし、そっちに導いていくことができるのかなと思っています。

6月議会で、木城町移住定住等空き家流通促進事業、いわゆる不動産の登記の支援とか、空き家の家財道具の片づけの支援とか、リフォーム・リノベーションとか、そういった補助事業を提案させていただいて、賛同いただいたんですけども、その後、要は、こちらからアプローチしなくても向こうから電話をしてきて、相談をしに来られる方っていうのが増えまして、そういったので、65件ほど相談が来ています。

それと、先ほど言った、こっちがアプローチした部分とを含めると、97件の相談、面談であったり、電話相談であったりっていうところではありますが、そういった数になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 相談とかそういうのが97件ということは、将来的に、町内外から子供さんが帰ってくるかそういうので、明るい兆しが見えているんじゃないかなと、希望が見えたんじゃないかなと今、質問をして返答を伺って、私自身もうれしく思ったところであります。

続きまして、その中において、宮崎県内の市町村においても少子高齢化の中で、緩やかな人口減少対策の決め手として、定住、空き家対策に取り組んでおることは、誰もがご承知のとおりで

あります。どの市町村も競争関係にあるといえますが、今後、まちづくり推進課、コンシェルジュに期待します。

続きまして、4番の耕作放棄地の対応について伺います。

農業委員会より、遊休農地利用意向調査についての調査票が届き、その中の「留意事項4項目に該当する場合、農地法第36条の規定に基づき、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告します」とあります。

この農地法第36条と農地中間管理機構とはどういう組織なのか伺います。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） 産業振興課長が農業委員会事務局長を併任しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ご質問の農地法第36条とは何かということですが、今ご質問があったとおり、農業委員会では、町内の全ての農地を対象に年1回、利用状況調査を実施しております。この調査は、遊休農地の有無について確認することと、国・県への報告が主な目的となっております。

本年度4月から7月にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員が町内の全ての農地を巡回して、利用状況を調査しました。その調査の結果、遊休農地と判断されたその農地の所有者等に対しまして、農地利用意向調査票を送付しております。その意向調査の文書中に農地法第36条の規定と出てきます。

この第36条の規定とは、遊休農地と判断された農地の所有者に対して、利用意向調査を行った後に、その回答を基に5つの事項、全部それぞれ読みと長くなりますので要約しますが、主なものが、その農地を耕作する意思があると表明した、回答した場合、その日から6か月経過しても耕作されていないときとか、所有者から農地の所有権移転あるいは賃借権、ほかの農業者に貸すという意向があったにもかかわらず、6か月経過してもまだその手続がなされていないときとか、また、所有者が農業上の利用を行う意思がないとき、そのような場合に、農地中間管理機構による、後でまた、ご説明はしますが、農地中間管理権の取得に関して、中間管理機構と協議すべきを勧告する。

この勧告という言葉がちょっと難しい言葉なので、おっと思いかもしれないんですが、要は、「それが6か月たっても後の処理がなされていない場合に、そうするように勧めますよ」と、勧告という意味はそういう意味でございます。「農地中間管理機構と協議するようお話をしますよ」という、「お話をしてください」という規定でございます。

もう一つございましたが、質問の農地中間管理機構とはどういう組織なのかということですが、農地中間管理機構は、県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人でございます。平成26年3月27日に、公益社団法人宮崎県農業振興公社が、宮崎県知事から農地中間管理機構

の指定を受けまして、県に1つだけ設置されている機関でございます。

事業の内容としましては、農地の貸し借りによりまして、担い手への農地の集積、集約化を推進して、農地の有効利用の継続、農業経営の効率化を進めるための農地中間管理事業を、各市町村農業委員会の要請に基づいて行っている機関でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 下の文章の4項目の中の、農地法第36条というのは、その中の部分が当たるわけですね。

その中で、木城町に、農地法第30条の規定により農業委員会で調査されていると思いますので、町内農地における遊休農地の面積を伺います。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） ご質問の利用状況調査の結果ということでございますが、町内の農地8,755筆ございます。面積にして956万3,231平米ございます。その中で、遊休農地と判断されたものが1,097筆、面積で95万9,109平米ございます。面積にして約1割の農地が、遊休農地と判断されています。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 山間地域と平坦地域の差、高齢化のために作業ができないなどの理由により、放棄地になっている現状を見たとき、今、1割の農地が遊休農地として分かったところではありますが、特に集約できない山間地域の取扱いは、今後どうなるのか伺います。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） ご質問のとおり、山間部と平坦部の農地では、1枚当たりの面積であるとか、棚田など地形的にも大きな差がございます。今回の利用状況調査でも、所有者の高齢化とか遠方に居住されている方などがいらっしやいまして、長年耕作をされておらず、山林化した農地などが多く見受けられます。

利用意向のない復元が困難な農地は、所有者等の申請に基づきまして、非農地、農地以外の判断を行って、農地から除外する手続も可能でございます。

一方で、優良な農地については、農地の集約が困難な地域でも、可能な限り農地の出し手と受け手の相談を農業委員会が行いながら、しっかりと農地として活用していただくために、町内の農作業受託組織等もございますし、その利用推進。また、地域の特性を生かした作物であるとか有機作物など、収益性の高い付加価値のついた作物の導入の推進などを研究していかなければならないと考えております。

いずれにしても、継続して農業経営ができるよう対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 先ほど課長も申されましたとおり、調査票も国の規定に沿った様式だとは思いますが。先ほど言われたように、もう少し優しい語句を使ったほうが心配されないと思います。今後、農業委員会も、この間、農業委員会だよりを見ましたときに、地域計画策定に向けて、農業委員もそういうのをつくっていくという事は出ておりましたので。農業委員の方も担当課も大変でしょうが、それに向けて、これからも遊休農地の活用を考えていただければと思っております。

次に、続きまして、5の消防団について伺います。

木城町消防団条例の第2条に定数160名と規定されています。過去に定数が見直され、180名から160名に削減されています。

10年間の団員数を見ますと、令和2年から139名、140名、139名、令和5年度では136名となっています。これからの状況を見たとき、新入団員は少なく、年齢に伴い、今後、退団員が増えれば、おのずと定数の見直しも必要だと思います。

防災対策、住民の生命、財産の保全の観点から、定数削減を提案することは残念ではありますが。定数条例の見直しについて伺います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 消防団は、今おっしゃったように定数割れが続いております。そして、団員の確保が年々難しくなっていることも事実であります。

ですから、団員定数を減らしていくということは、私は抜本的な対策にはならないと、団員確保にはならないと考えておまして、改めて新入団員の勧誘でありますとか、部の再編、機能別消防団員等、そういったものを検討しなくてはいけないなど、私は思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 町長の言われたとおりだとは思いますが、しかしながら、保育園の例を出しますと、前、定数削減して、そして、また上げたという実例があります。やっぱり、現状に沿った制度が望ましいのではないかなと。

先ほど言われたように、機能別とか様々な新入団員の勧誘とかそういうのを考えて、160名の団員に近づけていくと。それは努力することが必要だと思いますけれども、そういう観点から、やはり時代に沿った定数も必要ではないかなと思いますけど、これは、今後の勉強課題というこ

とで、流していきたいと思います。

その中で、消防団員の平均年齢。難しいかと思いますが、平坦地域と10部、11部の平均年齢、新入団員数と退団員数を伺います。

○議長（甲斐 政治） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 現在の136名の全体の平均年齢につきましては、これ女性部団員も含めておりますが、40.4歳になっております。

ご質問のあります、いわゆる山間部、石河内、中之又の10部、11部が、平均が57.2歳、その他本部から9部までの分につきましては、平均が38.3歳となっております。

新入団員と退団員数についてであります。

昨年度、令和4年度の新規入団数は3名であります。対しまして、退団員数は8名になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） その中で、今、結果を聞いたときに、まだまだ働き盛りの若い人が多いんだなという平均を聞いたところでもありますけれども。

私自身、平成13年3月議会において、石河内、中之又の対策で、消防団OBへの体制づくり、本部から部への派遣を提案しまして、実現しました。再編についても聞いております。

支えていただいた地域とのつながりは大切ですが、将来の展望を見通したとき、今後、再編、部の在り方についての、町長の今後の考えを伺います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 部の再編につきましては、同僚議員であります矢野議員が団長のときも考えられておりました。しかし、なかなかうまくいかなかったというのが現実であります。

理由としましては、各部と地域の広域範囲の問題でありますとか、機庫の配置、それから地区との協議、そういった十分な協議と整理が必要なために、なかなか部の再編までは、つながらなかったというのが現状であります。

しかしながら、今、中竹議員ご指摘のとおり、そういった課題はありますので、近日中に、幹部会や部長会においても、部の再編について協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） お願いしたいと思いますが、再編については、石河内、中之又地域は、山間地域は離れておりますし、皆さん、それぞれに年を取っていきますと、なかなか動きも鈍くなってきますし。本当は私も45歳で退団する予定でありましたが、あれよあれよという間に68歳になりましたので、辞めるに辞められないという現実もありますので。

やはり、消防機庫があって、各平坦部から応援に来るとか、消防自動車を活用していただくとか、そういう方法も将来的には考えていかなくてはいけないのではないかなと思います。

管理だけは、石河内のほうとか中之又が管理して、平坦部の方が応援に来て、それを活用すると。そういうのも将来的に考えていくべきではないかと考えておるところであります。

2の経過年数の賞状を廃止し、報奨金制度に移行する考えについて、お伺いします。

先ほども言いましたとおり、私自身も消防団に入団して四十数年経過しました。多くの賞状を頂きました。悪いことに、残していません。機庫にも、持ち帰っていない個人の賞状が残っています。何名かの人に伺いましたが、「家のどこにあるか分からない」とのことでした。

このことから、区切りの年数を規定として、報奨金に変えていく制度に移行したほうが喜ばれると思います。団長表彰は15年経過し、5年ごとに賞状を頂きます。ということは、退団したときに、最後に報奨金と一緒に、「長年ご苦労さまでした」という賞状が一番残るのではないかなと、私自身思っていますので、考えを伺います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 経過年数の賞状を考えてみたらということであります。私もやっぱり考えるべきだろうと思っています。もう消防団の発足以来、この形といいましょうか、そういった取組、もうそろそろ現代版に変えてもいいのかなと私自身は思っているところあります。

しかしながら、一方では、いわゆる消防庁長官表彰でありますとか、県知事表彰、消防長官、消防協会の表彰との関係を考えますと、しっかりと、やっぱり、町長表彰、団長表彰って段階を踏んでいないと、該当しないということでもありますので、その制度は、国が変えない限りは変えられないというようなご理解を頂きたいと思います。

しかしながら、今おっしゃったように、賞状をもらっても、もう何もならんという意味では、言葉はちょっと悪いんですが、何にもならんと捨てたり、どこに置いたか分からんっていうような状況になれば、果たして、それでいいのかなというのを考えますと、やっぱり、何らかの形を添えて表彰するというのが1つ。

それから、もう一つは、やっぱり、今おっしゃったように、10年、20年、30年と退職金、報奨金とは別に、経過年数でのそういった慰労金みたいな形で、表彰するのはありではないかなと私自身は思っていますので、これについても今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） その、ありの方向に検討していただければ幸いかと思っています。現役消防団としてお願いしたいと思います。

消防団員が、各部で地域の方々から協力金を頂いております。地域の方々によっては、用途について不信感を持たれ、団員も苦慮しています。部によっては、年間1,200円、3,000円

と異なる寄附金を頂いています。

町から各部へ補助金として支給すれば、町民の負担の軽減につながり、団員の負担も少なくなると考えます。町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 自衛消防団でありますので、職業消防団とは違う取り扱いになってきます。あくまでも消防団は、やっぱりある程度、崇高な精神を持って地区のために、人民のために働くという意味では、今、できましたら公民館単位で、公民館のほうでしっかりと共助・自助という観点から、公民館のほうで手だてをしていただくのが一番いいのかなと思っていますし、あえて町のほうから、その壁を越えて支給するのは簡単であります。果たして、それがいいのかどうかは、私も検討する余地があるのではないかなと思っていますところでは。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 今後の検討課題として考えていただければと思っております。

ちなみに、ある高鍋町の方が、地域から集める金が300万円ほどあったと。消防団として町から頂くのは活動費で200万円とか言われましたけど。最終的には、公民館が立ち入って、無駄なお金を使っているのではないかと。そういうので、公民館が中に仲介して、寄附金を制限したということも聞いております。

それは、金額がでかいから、それぐらいのことは必要かもしれませんが、小さな地域、まだ回収されていない部もあると聞いておりますので、やっぱり、平均的に不公平をなくすためには、その必要もあるのかなと考えておりますので、ぜひとも検討できれば検討していただきたい。

最後になりましたけれども、テレビの「地元応援バラエティ！のびしろTV」の番組放送の中で、九州沖縄274市町村の中で、ハッシュタグが少ないのが、熊本県山江村が1番で、木城町が34番、50番に川南町、都農町が77番、高鍋町が106番にランキングされていました。このことは、まだまだ伸び代を木城町は含んでいると理解しました。

少子高齢化、人口減少、地域過疎化と重く受け止めていかなくてはいけない問題ですが、町長が口にされる、「小さくてもキラリと光るまちづくり」の実現に向けて頑張っていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（甲斐 政治） 10番、中竹義一君の質問が終わりました。

.....

○議長（甲斐 政治） ここで10分間休憩いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時24分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

報告をいたします。読売新聞記者から、本会議の写真撮影と録音の許可、毎日新聞記者から、本会議の写真撮影と録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、許可したことを報告いたします。

次に、6番、7番の質問事項については、一問一答式により、3番、久保富士子君の登壇質問を許します。久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 3番、久保です。

今回は、9月の議会において、議長の判断で私の一般質問が取下げになったと。これは、高レベル放射性廃棄物、この処理というか処分について一般質問をしようと、そのとき思っておりましたが、取下げということになって、今回、またそれについて、ちょっと質問を変えて質問したいと思います。

次に、2点目の質問として、先日、社会保障推進協議会、こういう団体がありまして、ここは毎年1年に1回、各自治体を、自治体キャラバンということで回っています。これは社会保障について、いろんな取組というかそういうのを、各自治体に確認というかそういうのをやっています。私も、今年初めてキャラバンに参加をさせていただいて、ちょっと気づいたことがありましたので、みどりの杜木城学園、この施設整備について、1点だけ質問をさせていただきます。

9月の議会日より、これにも、議員の一般質問を不許可にした、この経緯が議長の考えとして掲載をされております。この記事を読まれた方がどのような考えを持たれたのかなと思って、私はいろんな方にお尋ねをしました。また、逆にいろんな方から、この内容について、私に対して質問もありました。

議長は、最大限の配慮をして記事を掲載されたようですが、私と、その9月の議会のときに同僚議員2人に対して、2回、質問の趣旨を確認しております。

特に、議会運営委員長と事務局長、このお二人、趣旨確認と、町民や周辺住民へ、私の質問が不安をあおるというようなことで、適当ではないということで、不許可相当に当たるというような理由づけをされました。

これは、議員の質問権、発言権、これを剥奪するものであり、著しく私は不当であると思っております。このことは、マスコミでも大きく取り上げられました。全国紙も取り上げております。

その中で、政治に詳しい先生方にいろんな意見を聞かれております。その中で、「一般質問の対象は、自治体全体に関わることなら何でもよい」と。「文献調査は政治的論点で取り上げられなければ議会の意味がない」とも言われておりますし、「町の政策に関する質問を許可しないのは、普通あり得ない」と。「議会での答弁は公式見解であり、うわさを止める効果があるはず」

というようなことも言われております。地方自治専門の方の意見をしっかりと私は認識すべきであり、その原因をつくったのは誰なのか、それもしっかりと認識すべきであります。

当時の産業文教常任委員会のメンバー、これは、議長をはじめ3名残っておられますが、その方がしっかりと町民へ、この問題に対して、「守秘義務があるから言えない」とか、そういうことを言うならば、法的根拠を私は示すべきではないかと考えます。逆に、町民は知る権利があります。

そして、私たち議員は、町民の代表であります。私たちは、町民に知らせる義務があります。そこをしっかりと認識して行動すべきと、私は思います。私は、今回の一般質問取消しに対して甲斐議長に、甲斐議長の対応について、反省を求めます。

今回は、バイオマス発電事業の調査研修の中で、高レベル放射性廃棄物最終処分の話が、原子力発電環境整備機構（NUMO）、ここからあり、青森県六ヶ所村及び北海道幌延町への視察研修となったようですが、果たして高額な研修費を使ってまで行く必要があったのかと、私は考えます。

私は、議長をはじめ5名の方がお勉強に行かれたということで、私も去年、鹿児島にある川内原発のほうに、視察研修へ個人的に行ってきました。そこで、六ヶ所村で教えていただくような高レベル放射性廃棄物最終処分について、十分、あそこで学ぶことができました。

また、なぜ北海道の幌延町まで視察をする必要があったのか。この幌延深地層研究センターというのは、日本原子力研究開発機構、これが管理しています。ここは地下350メートル以上の深さへの放射性廃棄物の地層処分に関する研究を行う施設であります。

このような行動を取ったことにより、憶測や、うわさが広がることになり、6月に高鍋町議会において、いち早くこの問題が、本当ならば木城町議会が取り上げるべきところで私はあったと思います。でも、高鍋町の町議会のほうが先に取り上げていただきました。

今後、うわさや風評による被害が起こらないことを強く願っておられる。議長は、そういうふうに議会だよりを書いておられましたが、町民の意見や要望を、うわさや風評、これに置き換えていること自体、町民無視の姿勢と捉えられても、私は仕方がないと思います。

付け加えておきますと、私は編集副委員長を務めさせていただいております。しかし、今回の議会だより掲載記事については、私は、そのとき、滋賀県にある全国市町村国際文化研修所へ、研修に参加しておりました。そのときに編集されたものであって、私は記事が出るまで、9月の議長的一般質問取り下げの経緯というのは、全然、見て確認もしておりませんでした。

この記事を読んで、議会民主主義の根幹を揺るがす行為だということを理解してもらえないのか。誰一人、議員さんの中で、異議を唱える議員がいないというのは、私は残念でなりません。

質問がちょっと後先になってしまいますけど、2番目の条例のところについて、町長にお尋ね

いたしたいと思っていたんですけど、このことについて、議員さんたちが六ヶ所村、幌延、そこに研修に行かれたと。私は、その研修が悪いとは言いません。でも、やっぱり、町民に疑念、疑惑を持たれるような研修は、私はあってはならないと思っています。

ここで、町長に一言、この議員さんたちが、本当はこれは議会の問題なんですけど、どのように考えていらっしゃるのか、一言お尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 議会活動における、こういった所管事務調査、政務調査については、執行部として、また町長として、コメントすべきものではないと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 町長のお気持ちは、私は、9月の議会のときに町長とお話をして、ちゃんとしっかりお聞きしております。

じゃあ、高レベル放射性廃棄物処理、この処分について、お尋ねをしていきたいと思います。

今回の高レベル放射性廃棄物処分問題、これについて、新聞記事では、議長はうわさや風評、こういうのは全くのデマ。町長も、宮日新聞の質問に、全くのデマではないかというようなことを答えられております。

うわさや風評、これはデマでは済まされるものではないと、私は考えています。町民にしてみれば、議員が視察に行ったこと、これ自体が何のために、何の目的で行ったのか。私は、これは今、本当、この高レベルのことについては、全国的に問題になっていることであるので、やっぱり、町民は不安を感じるのは当たり前だと私は思います。

先ほども言いましたけど、視察がいけないと私は言うものではありません。私は、この視察研修というのは、議会として大いに行くべきだと思っています。この視察研修に行ったことによって、本町では、やっていないような施策とか、いろんなことを、やっぱり私たちは学んできます。だから、そのためには、私は視察研修にはどんどん行くべきだと思っています。今年は視察研修にどこも行けなかったというのは、とても残念であります。

議会として、町民に十分な説明責任を果たしていないとなると、町民がなおさら不安に陥り、うわさや風評が町民の声として私は上がってきたのではないかと想像できます。また、町民の切実な声を、うわさや風評と決めつけるのは一方的な私は問題だと思います。

文献調査の受入れの可否は、その自治体の首長、町長の判断でできるということになっています。しっかりと町長のお考えをお尋ねする必要があると、私は、9月に考えていまして、私はそれだけを、9月に一応、町長のお考えだけをお聞きしようと思って一般質問を出しました。

そのとき、町長がはっきりと9月の議会、そのときに受入れの反対、この立場を表明していただきました。本当、私は感謝を申し上げたいと思います。

ただ、政府は脱炭素化に向けた基本方針で、調査拡大に向け、自治体への主体的な働きかけの抜本強化を明記しております。経済産業省、ここによりますと、国から地域への働きかけは、基本的に非公開で行われます。

一方で、文献調査を受け入れた自治体への支援、これは、既にある最大20億円の交付金、このほか、農村・漁村の活性化やデジタル化推進など、交付金以外にも、いろいろな施策として新設されるようです。

もし、この本町、木城町に経済産業省から、そういうお問合せとか働きかけとか、そういうのがあった場合は、どのような対応をされるのかっていうのをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 9月議会で申しあげましたように、町としては、進めている事実は全くありませんし、職員を行かせたとか、研修に行かせたこともありません。全く町としては、このことについては進めていないということだけは、しっかりとご理解いただきたいと思います。

その上で、今あったように、経済産業省のほうから、意向打診があった場合、どうするのかということではありますが。そういうことで、私としては、たとえ国からの打診があっても、受け入れないという立場に変わりはありません。

あくまでも、私は、やっぱり、1,700、1,800余りの自治体がありますが、それぞれ首長が散々、その1,800あれば1,800の行政のやり方、行政サービスのやり方を考えていらっしゃるだろうと思います。そうすべきだろうと思います。

木城町は、あくまでもこういった高レベル放射性廃棄物最終処分、文献調査というので20億とか三段階があるわけですが、すごいお金になるわけですが、その金でもってまちづくりをしようという考えは、さらさらありませんので、あえて申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 今の町長の発言を聞いて、私は、すごく心強く思いました。本当にお礼を申し上げたいと思います。

しかし、可能性としてはゼロではないとは思っております。特に、この私が調べたところによりますと、九州管内で地層、岩盤、これが当てはまる地域は、福岡県の北九州市、鹿児島県の南大隅町、それに、木城町というような話もお聞きしました。すごく岩盤がいいそうなんです。閃緑花崗岩と、花崗岩の中でも何か一番いいんだよっていうような話も聞いております。

今、町長が、そのようにしっかりと宣言をしていただきましたので、私としては、本当に心強

と思います。改めましてお礼を申し上げます。

次に、放射性廃棄物の持込み、この拒否条例について、お伺いをしたいと思います。

国は、原子力発電所の使用済み核燃料を再処理した際に出る高い放射能、これが高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみです。これについて、初期の段階では十数秒被曝すると死に至る、極めて強い放射能が出ており、人が生活する環境から数万年にわたって隔離をする必要がある。こういうことから、金属製の容器に入れて、地下300メートルより深く埋める、地層処分にする方針が、2000年に成立した法律で定められています。

この処分場をめぐっては、科学的基準に基づき、地域ごとに特性を示した全国地図、これが科学的特性マップ、これは2017年に作成されております。そしてまた、公表もされております。インターネットで見ただけであれば、全国の適性地というのが出てきます。ぜひ見ていただきたいと思います。

このうち、処分場として好ましい特性が確認できる可能性の高い地域は、将来的に処分場の選定に向けた調査対象になる可能性があり、本町も原子力発電所から出る高レベル廃棄物の最終処分場の適地、科学的特性マップ、これで見ると適地に該当する可能性があります。

町長、先ほどもおっしゃっていただいたし、反対の立場を表明していただきました。議会においても、同施設を誘致する考えは全くなく、これまでもずっと否定をしてきたと。反対の立場を、議長も表明されているわけですが、議会の中で私は一度も賛成反対という賛否を問うたことは、私はなかったと思っています。そういう議論もなかったと思っています。

この前、11月17日に、町民との意見交換会がありました。その中で、いろんな意見が出てきました。でも、一番大きかったのは、やっぱり、この核の問題だったと思います。そのときも、「議員さんたち、ちゃんと賛否を採ったのか」という話が出ました。

できれば、私は皆さん反対と思います。でも、しっかりとした賛否を今後、採っていただきたいと思います。

今回、前産業文教常任委員5名が、六ヶ所村と幌延町へ視察に行ったことに端を発して、今でも町民の間では水面下で動いているのではないかと、議員さんたちが動いているのではないかとというような憶測も呼んでいます。

ほかの自治体でも、本町と似たような行動を起こしているところもあります。今、1週間ほど前も、対馬の市議さんたちが、やはり、うちの議員さんたちと同じ行動を起こしております。それが今、ちょっと問題になりつつあるようです。

今後、この危機感から、放射性廃棄物の持込み拒否条例、これを制定するに至っているところもあります。現在、全国で放射性廃棄物の持込み拒否条例を制定しているところは、私、ネットで調べたんですけど、30か所。条例の名前は、やっぱり様々です。でも、30か所ほどありま

す。

でも、今後、処理廃棄物の持込み、この拒否条例を制定するところは、処理施設の立地計画、これが、より、これから現実味を私は帯びてくると思います。それにしたがって、さらに、この条例をつくっていく自治体は私は多くなっていくのではないかと推測します。

このような中であって、本町においても、現在のみならず将来にわたって、町民の健康と文化的な暮らしを守り、自然環境と調和した地域の発展に資するため、放射性廃棄物持込み拒否を内容とした条例の制定、私はこれを制定する必要があるのではないかなと思います。

現時点において、町長、議会ともに反対の立場を取っているわけです。今後、このような問題が起きて、町民を二分して分断が起こらないように、放射性廃棄物の持込み拒否条例を制定する必要があるのではないかと私は考えますが、町長としては、この制定に向けた検討というのはどうお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 条例は、町においては一番、最高法規となりますので、慎重な議論が必要かなと、検討も必要かなと思っています。

今現在、この高レベル放射性廃棄物持込みを拒否をしたり、あるいは規制する、あるいは最終処分場となることを拒否をすると、そういった類いの条例の制定については現在、全く考えておりません。

私は、先ほどから聞いておるんですけども、町としては全く動きがない。していない。なぜ、外部からというか、町民の間でそういった風評が出てくるのかなというのが、私は今でも信じられないぐらいでありますので。そういった部分では、しっかりと議論していきたいなと思っています。

それから、どうしても条例というのであれば、先ほど言われたように、お互いに住民から選ばれたものでありますので、町長発議、首長発議ができる条例制定と、もう一つは、議員さん自らが発議をされて、議員発議による条例制定もありますので。町長のほうが全く制定する意思はないと言明するならば、逆に、議会のほうで議員発議でされる方法もあると私は思っておりますので、そちらのほうに力を注いだらいかかなもんなかなと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 私も議会のほうとして、議員さん、皆さん、今、反対という立場を取っていらっしゃるわけですから、私は議員発議として、議会のほうから発議をしていただけるような形に取っていただけたらなと思っています。

今の半渡町長は、任期中は反対ということで安心なんですけど、これが、時が移って人が替わ

ったら、次の町長に出られる方が、これに推進というような考えをお持ちの方が、もし立候補されたときに、そのときに、やっぱり、この条例が私は生きてくると思っています。

だから、しっかりと、これは議会として、町長は、何で、こういうあれがと。本当、町のほうは何も関わっていらっしやらないんですよね。職員さんが行ったわけでもないし。本当に、町長が言われたとおりだと私は思います。

これは、私は議会の問題だと思っています。しっかりと、このことは議会として、議長にも申し上げますけど、議会としてしっかりと取り組んでいただきたいと私は思います。

すみません、ちょっと急ぎます。

次、トイレの問題なんですけど。すみません、学校施設のトイレの問題になりますけど、現在、木城町を含めて6自治体が学校において、トイレにナプキン、生理用品が置いていないんです。その状況について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 現在、学校では、生理用品の設置につきましては、思春期や初潮を迎えた児童生徒の体調変化や心理的不安を把握するために、養護教諭が中心となりまして、必要な場合には、すぐに相談対応ができるよう、保健室において、管理または配付を行っています。

このことにつきましては、各家庭への周知を、養護教諭が作成します保健だよりによって、この周知を行っているところでございます。

教育委員会としましては、学校の実情に合った対応が大切であると考えているところです。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 今、保健室のほうに置いてあるということですけど、これまで学校のトイレには生理用品がないというのは、これは普通のことでした。生理用品は、おのおのの家庭で用意するものであり、困ったことがあったら先生に伝えるのが普通、これが常識だと考えられておりましたけど、しかし、子供たちの中には、やっぱり恥ずかしいとか、保健室に生理用品を取りに行くことに抵抗を感じる生徒もいると思います。また、急に生理になったときに、生理用品を保健室まで取りに行く、この距離、そういうのも、やっぱり考えていただいたほうがいいのではないかなと思います。

生理がある子供たちによっては、この生理用品、女性全般なんですけど、生理用品は必要なものです、必需品です。だからこそ、全てのトイレに当たり前に必需品として置かれている。今、トイレットペーパーは、もう本当に必需品として、普通に置いてありますよね。それと同様に、自然に配置をしていただきたいと私は思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 今後でございますけれども、学校と協議しながら、生理用品のトイレの設置に向け、検討してまいりたいと考えております。

なお、原則として、学校における生理用品は、家庭で、その子供たちの健康状態を親子で話し合っ、そして、持ってくることは準備すること、これは大事かなと思っております。そのことも各家庭にはお知らせをしながら、設置を考えていきたい。

また、養護教諭の相談体制、これもただ置いておくだけでなく、引き続き、整えてまいりたい。子供たちが安心して学校生活ができるように、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 今、学校側と協議をして検討をしていただくということです。できるだけ早い検討をお願いしておきたいと思ひます。

生理用品がトイレに置いてあるっていうのは、もう本当に普通になってきているんです。先日も私、川南のほうとかに、校舎のほうとか。学校ではないです。施設のほうに行ったりしたんですけど、施設にも、ちゃんと、あそこは置いてありました。役場の施設にも置いてありました。できれば、学校以外にもそういう設備というか設置を、私はお願いしたいと思ひます。これが本当に普通になっていくことを望みたいと思っております。

これからは、本当にトイレットペーパーと同じように、この生理用品が当たり前にある環境づくりを行っていく必要があると思ひますし、子供たちが学校でそういう状況になったとしても、安心して学校生活を送ることができるような環境づくり、そういうのをお願いしたいと思ひます。

ある自治体は、ナプキンを置くだけでなく、「何か相談があったら、保健室の養護の先生に相談に来てくださいよ」というのを、ちゃんとトイレに貼って置いてあるところもありました。できれば、そういう配慮をお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 3番、久保富士子君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（甲斐 政治） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日12日から13日までは、委員会審査となっております。

本日は、これで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆さんに一言お礼申し上げます。

本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただき、心より感謝申し上げます。これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

議員の皆さんは、控室のほうをお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時00分散会
